

【別冊 6】

死体等の処理

死体等の処理

1 死体等の処理

死体等の処理は、原則として、焼却または発生農場もしくはその周辺(人家、水源、河川および道路に近接しない場所であって、日常、人および家きんが接近しない場所に限る)において埋却する。

これが困難な場合は、県対策本部が動物衛生課との協議のうえ、化製処理または発酵処理による消毒を行う。

(1)埋却

- ・場所の選定に当たっては、当該農場の所有者および関係者と十分協議し、埋却地の法的規制の有無、土質、地下水および水源との関係等について関係機関に確認する。
- ・現地防疫対応班(焼埋却係)は、県防疫対応班(焼埋却係)、建設業協会や市町の立会いのものと、埋却候補地の現場確認および測量を行う。

(2)焼却

- ・現地防疫対応班(調整係)は、焼却地の管理者と防疫作業実施の調整を行う。
- ・現地防疫対応班(焼埋却係)は、県防疫対応班(焼埋却係)と調整し、焼却地の確認と下見を行う。
- ・県防疫対応班(焼埋却係)は、投入方法等を確認し、防疫作業の準備を指揮する。

(3)発酵処理による消毒

- ・農林水産省作成「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」の《発酵処理による消毒》参照。

2 死体等の処理のための移動

やむを得ず、焼却または埋却のために死体等を農場から移動させる必要がある場合には、次の措置を講ずる。

(1)動物衛生課との協議

- ・県防疫総括班(総務係)は、移動ルートを確認し、動物衛生課と移動にかかる協議を行う。

(2)措置

ア 原則として、密閉車両または密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床および側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

- イ 積み込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- エ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- オ 移動時には、法第32条第1項の禁止または制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- カ 死体等を処理する場所まで家畜防疫員または家畜防疫員の指示を受けた者が同行する。
- キ 運搬後は、車両および資材を直ちに消毒する。
- ク 移動経過を記録し、保管する。

3 死体等の処理の完了について

次の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議し、承認を得れば、死体等の処理が完了したとみなすことができる。

(1) 密閉容器を用いた焼却処理による処分をする場合

農場内のすべての死体等を密閉容器に入れ終えた時点

(2) 発酵処理による消毒処分をする場合

病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点

～焼却処理の場合(化製処理の場合、焼却を化製に読替え)～

焼却処理を行う場合の注意事項等は次のとおりとする。

焼却施設の構造設備等は施設ごとに異なるため、使用する施設に応じた焼却施設マニュアルに基づき防疫作業を行う。

1 チーム編成と役割分担

農場および焼却地での作業を行うため、以下のチームを編成する。

【農場】

- ・ 家畜防疫員1～2名：農場での防疫作業指揮
- ・ 家畜防疫連絡調整員1名：
連絡調整、防疫資材管理、家畜防疫員の補助、記録の作成
- ・ 防疫作業従事者(農場班)10～20名程度：密閉容器消毒・搬出作業
- ・ 重機オペレーター(協力団体職員等)

【焼却施設】

- ・ 家畜防疫員1～2名：焼却地の防疫作業指揮
- ・ 家畜防疫連絡調整員1名：
連絡調整、防疫資材管理、家畜防疫員の補助、記録の作成
- ・ 現地防疫対応班 焼却係 2名程度：
焼却地全般に係る運営管理、記録の作成
- ・ 防疫作業従事者(焼却地班)10～20名程度：焼却作業
- ・ 重機オペレーター(協力団体職員)使用重機分の人数：積み降ろし作業等

2 施設選定における注意事項

処理施設の処理能力のほか、死体等を詰めた密閉容器等の置場の有無およびその一時保管能力、搬入口、施設内移動通路、密閉容器等の重量・大きさ制限等を確認する。

<主な確認事項>

- (1)作業計画、防疫資材の種類・数量および保管場所
- (2)重機の配置、死体等の運搬経路、搬出入の動線
- (3)作業の安全確保上の留意事項
- (4)まん延防止に関する留意事項(バイオセキュリティ)
- (5)緊急時の連絡先を含めた事故等の起きた際の対応

3 作業における注意事項

- (1)運搬車両から投入場所まで、養生のためシートを敷く等の措置を講ずる。

- (2)死体等置場を焼却施設の物品の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- (3)死体等を詰めた密閉容器等の搬入・処理数量を管理する。(「作業記録(焼却)(様式14)および「作業記録(搬出)(様式15)による」
- (4)死体等の焼却または化製処理工程への投入完了後、家畜防疫員の指示のもと直ちに処理施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- (5)焼却が完了し、設備および資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

～埋却処理の場合～

1 チーム編成と役割分担

埋却地での作業を行うため、以下のチームを編成する。

家畜防疫員	1～2名	埋却地の防疫作業指揮
埋却地運営員※ (現地対策本部要員)	2名程度	埋却地全般に係る運営管理
重機オペレーター (協力団体職員)	使用重機分 + 補助者	掘削・埋却作業
埋却地班(防疫作業従事者)	5～10名 程度	掘削・埋却作業の補助、消毒 防疫作業の記録の作成
家畜防疫連絡調整員 (必要に応じて配置)	1名	連絡調整、防疫資材管理、家畜防疫員の 補助、デジタルカメラを用いた記録

※埋却地運営員は測量等の専門知識を有する者を含むことが望ましい。

2 埋却溝の掘削位置の決定

(1)埋却溝の大きさを決定する。※深さ→幅→横幅(長さ)の順で検討

- ア 埋却する死体、汚染物品等の推定量を確認する。
- イ 埋却溝の深さを決める
 - ・死体等の上に1m以上(できれば2m以上)覆土が必要であることに留意する。
- ウ 埋却溝の底面積を決める。
 - ・成鶏 100羽当たり必要な底面積:0.178 m²(参考値)
 - ・汚染物品に必要な底面積:汚染物品量m³÷2m(堆積高2mの場合)
- エ 埋却溝底面の幅を決める。(底幅4mを基本とする。)
- オ 埋却溝底面の長さを決める。
 - カ 法面 1.1m を基本とし、埋却溝地表面積を決める。
 - ・地表面積:地表面幅(エ+1.1m×2)×地表面長(オ+1.1m×2)
 - ・土質等を考慮し、安全に配慮して決定すること。
 - キ 掘削土置き場および作業スペース等を含め、埋却地全体の必要面積を決定する。
 - ・掘削土置き場:埋却溝地表面積の2倍以上を目安とする。
 - ・作業スペース幅:7m以上を確保する。

(2)現地確認および測量により埋却溝の掘削位置を決定する。

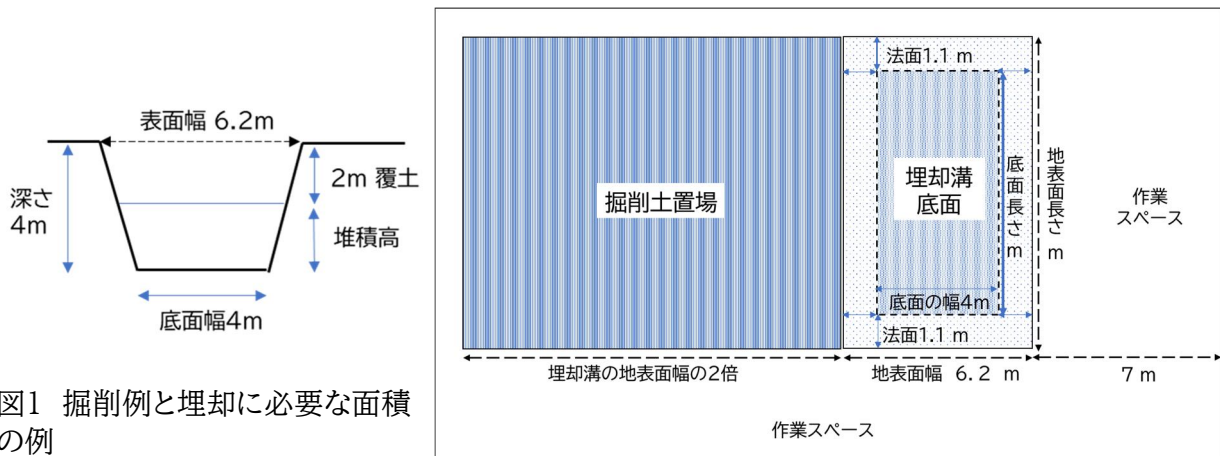


図1 掘削例と埋却に必要な面積の例

3 打ち合わせおよび掘削作業開始

(1) 本部テント等の設置および工程打ち合わせ

ア 発生農場と共通のテント基地を使用できない場合は、埋却地用のテント基地を設置する。

イ 県防疫対応班、現地対策本部、市町、オペレーター等による掘削工事等工程打合せを行う。

<主な確認事項>

(ア) 作業計画、防疫資材の種類・数量および保管場所

(イ) 埋却溝の掘削位置、重機の配置、掘削土置場、死体等搬入の動線

(ウ) 作業の安全確保上の留意事項

(エ) まん延防止に関する留意事項(作業者の入退場動線および方法、物品の消毒等)

(オ) 緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応

(カ) 周辺状況により目隠し設置の有無

(キ) 詳細な天気予報

※ 埋却作業の進捗は、天候によって大きく左右されるため、作業前に天候に関する情報を確認しておくこと。

ウ 重機を搬入する。

<必要な重機等の例>

(ア) 掘削作業用油圧ショベル(バックホー) 2台

(※バケットサイズ0.8m³級であれば、1日当たり、底幅4m、深さ4m、長さ10mの穴を15本程度掘削可能)

(イ) 埋却併用油圧ショベル(バックホー) 2台

(エ) 運搬作業用トラック(4~8t) 2~4台

(オ) 投光機(夜間作業用) 4台程度

(カ) 作業用鉄板(必要に応じて準備)

4 掘削作業開始

(1) 掘削場所に人が入らないようにトラロープ、立入禁止テープ等で表示をする。

(2) 埋却溝掘削の障害となる樹木や草を伐採する。

(3) 安全を確保し、掘削作業を開始する。

(4) 埋却地周辺で作業を行う者は、必ずヘルメットを着用すること。

5 埋却作業開始

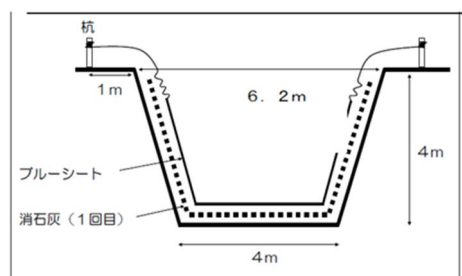
(1) 埋却前準備

ア 埋却投入前に家畜防疫連絡調整員等は、埋却溝の写真撮影する。

イ 埋却溝底に消石灰を散布する(散布の目安1kg/m²)。

※必要に応じて、ブルーシート等を敷く。

※ブルーシート等を敷く場合は、強風等によりシート張り作業が難航することから、工事用土嚢を準備し、仮止め等に使う。また、シート類は上端部をロープで木杭に固定し、フレコンバッグ埋却の際の落下防止を行う。



出典：宮崎県

(2)埋却作業

ア 油圧ショベル(バックホー)を使い、フレコンバッグ(1t)のトラックからの積み降しや埋却地への埋設作業を行う。必要に応じてベルトスリング等を利用する。

イ フレコンバッグを敷設する。

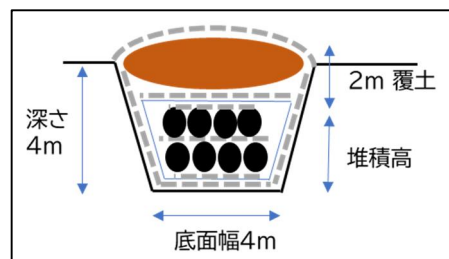
ウ フレコンバッグ投入完了後、重機を用いて表面に消石灰を散布する(1kg/m²)。

エ 土を埋め戻して1m以上覆土(できれば2m以上が望ましい)する。ブルーシート等を設置した場合は、固定用の木杭ロープを外し、共にブルーシート等でフレコンバッグを覆ったうえ、で覆土を進める。

オ 覆土終了後、埋却地の周辺部も含めて消石灰を散布する。この時、埋め戻した土の上には重機等を乗り入れない。なお、消石灰散布時には、農作物が植えられている周辺のは場に飛散しないように注意する。

カ 立て看板の設置

埋却完了後、病名(高病原性鳥インフルエンザ等)、家畜の種類、埋却年月日、発掘禁止期間(3年)を記載した立て看板を設置する。



(立て看板の告知内容)

告

当地は、家畜伝染病予防法第24条の規定に基づき、下記のとおり発掘を禁じます。

【病名】 高病原性鳥インフルエンザ
【家畜の種類】 ○
【埋却年月日】 令和 年 月 日
【発掘禁止期間】 上記埋却年月日から3年間
令和 年 月 日
滋賀県家畜保健衛生所

(3)撤収作業

バイオセキュリティに注意しながら撤収作業を進める。

ア 埋却地用のテント基地等を撤去し、重機等は洗淨・消毒したうえ搬出する。その際には、運転席の足元マットも洗淨・消毒するとともに、重機オペレーターが着衣した防護具等も廃棄する。

イ 作業者は、全身消毒を行ったうえ、テント基地のグレーゾーンで脱衣を行う。

ウ 脱衣した防護具等は密閉容器等に密閉して廃棄する。